

2026 年 10 月 9 日

No.VNM_050

ベトナム GX 関連法制の改正動向 ～環境保護法・排ガス規制・カーボンクレジットを中心に～

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔

ベトナム社会主義共和国弁護士* グエン・ティ・フォン・ラン

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

ベトナムでは、急速な経済成長に伴い、環境汚染が深刻な社会問題となっています。スイス企業（IQAir 社）によれば、2025 年における年間平均 PM2.5 濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に基づく最も汚染された国と地域のランキングにおいて、ベトナムはワースト 18 位に位置しています¹。このような状況の中、ベトナム政府は、グリーントランスフォーメーション（GX）の一環として、様々な施策を積極的に推進してきました。例えば、ベトナム政府は、2023 年「2021 年～2030 年期の国家電力開発計画及び 2025 年までのビジョン」（第 8 次電力計画、決定 No.500/QĐ-TTg）を発出しました。これに関連して、その後、「第 8 次電力計画の改正」（2025 年 4 月 15 日付決定 No.768/QĐ-TTg）及び「2030 年までのメコンデルタにおけるグリーン成長に関連した高品質かつ低排出の稲作に特化した農地 100 万ヘクタールの持続可能な開発プロジェクト」（決定 No.1490/QĐ-TTg）を発出しました。また、2024 年には、「2030 年までのベトナム水素エネルギー開発戦略、2050 年までの展望」（決定 No.165/QĐ-TTg）を発出しました。

¹ 参照 URL (<https://www.iqair.com/world-most-polluted-countries>)

こうした一連の動きは、ベトナムの GX 関連法制が急速に整備されつつあることを示しており、今後、現地進出企業のコンプライアンス対応や事業運営にも少なからぬ影響を及ぼすことが予想されます。そこで本稿では、近年におけるベトナム GX 関連法制の改正動向を整理します。

2. 2020年環境保護法の改正動向

2020 年環境保護法（No.72/2020/QH14）は 2020 年 11 月 17 日に制定され、2022 年 1 月 1 日に施行されました。施行から 4 年が経過した現在、ベトナム農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment）は、環境影響評価（EIA）をはじめとする運用実態を踏まえた 2026 年 4 月 16 日付改正草案（以下「本草案」とします。）を公表し、意見公募を実施しました²。本稿執筆日現在、本草案は司法省による審査段階にあり、成立に至っていません。本草案の主な内容は以下のとおりです。

(1) 投資プロジェクト分類の簡素化

本草案では、環境リスクに応じた投資プロジェクトの分類を、現行の 4 区分から 3 区分に簡素化しています。具体的には、環境への悪影響のおそれの程度が高い「グループ I」、環境への悪影響のおそれがある「グループ II」、環境への悪影響のおそれが低い「グループ III」に再整理されています（本草案により改正されている 2020 年環境保護法第 28 条）。

(2) 環境影響評価・環境許可の対象の削減、中央省庁の業務削減

報道によれば、本草案が施行された場合には、環境影響評価又は環境許可の対象となる投資プロジェクトの数が 90%以上削減される見通しとなっています³。あわせて、本草案により、EIA 審査に関する権限の 96%、環境許可発行に関する権限の 95%が地方（省人民委員会等）に委譲される見込みとされています（本草案により改正されている 2020 年環境保護法第 35 条、第 41 条参照）。

このように、本草案は、EIA・環境許可段階における事前規制を緩和し事後審査に転換するとともに、中央省庁の業務削減を図ることにより、スリムで実効性のある法的枠組みの組成を目指すものと考えられます。

² 参照 URL (<https://xaydungchinhhsach.chinhphu.vn/toan-van-du-thao-luat-sua-doi-bo-sung-mot-so-dieu-cua-luat-bao-ve-moi-truong-119260527100849.htm>)

⁴ 参照 URL (<https://baokiemtoan.vn/vi/bai-viet/ha-noi-phe-duyet-de-an-vung-phat-thai-thap-trong-vanh-dai-1>)

3. 排ガス規制の整備

ベトナムでは、近年、自動車・バイクの排ガスに関する技術基準の制定及びその導入ロードマップの具体化が進められています。また、ハノイでは、低排出ゾーン（LEZ）の本格的な導入に向けた制度整備が進められています。

(1) 排ガス基準の新設

農業環境省は、2025 年 6 月 16 日、通達 No.06/2025/TT-BNNMT（以下「通達第 6 号」とします。）を公布し、自動車を対象とする国家技術基準 QCVN 85:2025/BNNMT（以下「QCVN 第 85 号」とします。）を制定しました。通達第 6 号では、自動車に適用される基準を Tier 1～5 の 5 段階（Tier 1 から Tier 5 にかけて厳格になります）に区分し、それぞれの段階において CO（一酸化炭素）・HC（炭化水素）等の排出限度値が設定されています。

また、2025 年 12 月 31 日には、通達 No.92/2025/TT-BNNMT（以下「通達第 92 号」とします。）が公布され、自動二輪車（バイク）・原動機付自転車（原付）を対象とする国家技術基準 QCVN 99:2025/BNNMT（以下「QCVN 第 99 号」とします。）が制定されました。通達第 92 号では、バイク・原付に適用される基準を Tier 1～4 の 4 段階（Tier 1 から Tier 4 にかけて厳格になります）に区分し、それぞれの段階において CO・HC の排出限度値が設定されています。

(2) 導入ロードマップの具体化

道路交通に参加する自動車の排ガスに関する国家技術基準の導入について、2025 年 11 月 28 日、決定 No.43/2025/QĐ-TTg（以下「決定第 43 号」とします。）が公布され、2026 年 3 月 1 日に施行されました。決定第 43 号は、QCVN 第 85 号の基準が全国的に導入されるまでの段階的なロードマップを以下のとおり定めました（決定第 43 号第 4 条）。

		製造年			
		1999 年以前	1999～2016 年末	2017～2021 年末	2022 年以降
適用基準	ハノイ・ホーチミン（2026/3/1 より適用）	Tier 1 *Effective January 1, 2029: Tier 2	Tier 2	Tier 3 ※2027/1/1 より Tier 4	Tier 4 ※2028/1/1 より Tier 5
	その他の市・省（2026/3/1 より適用）	Tier 1	Tier 2	Tier 3	Tier 4 ※2032/1/1 より Tier 5

また、バイク・原付に関する排ガスに関する国家技術基準の導入については、2026 年 4 月 2 日、決定 No.13/2026/QĐ-TTg（以下「決定第 13 号」とします。）が公布され、2026 年 5 月 16 日に施行されました。決定第 13 号は、QCVN 第 99 号の基準が全国的に導入されるまでの段階的なロードマップを以下のとおり定めました（決定第 13 号第 4 条）。

			製造年又は輸入年				
			～2008 年	2008～ 2016 年末	2017 年 1 月 1 日～ 2026 年 6 月 30 日	2026 年 7 月 1 日～ 2027 年 6 月 30 日	2027 年 7 月 1 日～
適用基準	ハノイ ・ ホーチミン (2027/7/1 より適用)	バイク	Tier 1 ※2028/1/1 より Tier 2	Tier 2	Tier 3	Tier 4	
		原付	Tier 1 ※2028/1/1 より Tier 2		Tier 2		Tier 4
	その他の中央直 轄市 (2028/7/1 より適用)	バイク	Tier 1	Tier 2	Tier 3	Tier 4	
		原付	Tier 1		Tier 2		Tier 4
	その他の省 (2030/7/1 より適用)	バイク	Tier 1	Tier 2	Tier 3	Tier 4	
		原付	Tier 1		Tier 2		Tier 4

(3) ハノイ市における低排出ゾーンの導入

大気汚染が深刻な問題となっているハノイ市では、2024 年首都法（No.39/2024/QH15）に基づき、低排出ゾーン（以下「LEZ」とします。）の整備が進められています。

2026 年 6 月 29 日、ハノイ市人民委員会（UBND）は、決定 No.3273/QĐ-UBND を公布し、ハノイ市人民評議会が可決したハノイ市環状 1 号線内の LEZ に関する計画を正式に承認しました⁴。同計画は、次の 3 段階により、環状 1 号線内に LEZ を段階的に拡大するものとされています。

フェーズ 1（2026 年 7 月 1 日～同年 12 月 31 日）

ホアンキエム区のゾーン 1 とゾーン 2 で試験的に実施されます。ゾーン 1 では、金曜日から日曜日にかけて、午後 7 時から午前 0 時までの間、原則としてすべての車両による道路交通が禁止され、ゾーン 2 では、ラッシュアワー等における 16 人乗り以上の車両（バス、通勤送迎車を除く）やトラックの通行を制限されます。

フェーズ 2（2027 年）

規制地域がクアナム区まで拡大します。フェーズ 2 では、アプリプラットフォームを介して事業を行うバイク・原付のうち化石燃料を使用する車両の走行が禁止されます。また、16 人乗り以下の自動車についても、フェーズ 2 より QCVN 第 85 号の Tier 4 を満たさなければ LEZ 内での走行が禁止されます。

フェーズ 3（2028 年～）

規制地域が環状 1 号線内全域まで拡大します。フェーズ 3 より、バイク・原付について、QCVN 第 99 号の Tier 3 を満たさなければ LEZ 内での走行が禁止されます。

（4） ハノイ市における電動バイク購入の補助金制度等

上記の低排出ゾーンの導入に加えて、ハノイ市人民評議会は、ハノイ市における電動バイクの買い替えを支援する措置として、2026 年 7 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間における低所得世帯の個人への補助金（1 人あたり最大 2,000 万ベトナムドン）、車両ローン金利の 30%補助を決議しました（ハノイ市人民評議会決議 No.68/2026/NQ-HDND 第 6 条、第 7 条）⁵。

⁴ 参照 URL (<https://baokiemtoan.vn/vi/bai-viet/ha-noi-phe-duyet-de-an-vung-phat-thai-thap-trong-vanh-dai-1>)

⁵ 参照 URL (<https://vtv.vn/ha-noi-mien-ve-xe-buyt-vanh-dai-1-ho-tro-ho-ngheo-den-20-trieu-dong-mua-xe-dien-100260615174402268.htm>)

(5) 電気自動車普及促進策

政府は、2026 年 6 月 8 日付で政令 No.202/2026/NĐ-CP を公布し（2027 年 3 月 1 日施行、政令 No.51/2025/NĐ-CP を代替）、バッテリー駆動の電気自動車の初回登録料について、0%の優遇税率を 2030 年 12 月 31 日まで継続して適用することとしました。なお、優遇の対象となる電気自動車の該当性判断については、建設省が別途定める基準によることとされています。

4. カーボנקレジット制度の進展

2026 年上半期には、ベトナム国内における温室効果ガス排出枠取引・カーボנקレジット取引の制度的基盤の整備が大きく進展しました。

(1) 国内炭素取引所の制度枠組み

2026 年 1 月 19 日、国内炭素取引所の運用に関する政令 No.29/2026/NĐ-CP（以下「政令第 29 号」とします。）が制定され、温室効果ガス削減・オゾン層保護に関する政令 No.06/2022/NĐ-CP（政令 No.119/2025/NĐ-CP（以下「政令第 119 号」とします。）による改正後のもの。以下「政令第 6 号」とします。）に定めるロードマップを踏まえ、国内炭素取引所の制度が具体化されました。

同制度の下では、炭素取引システムは、ハノイ証券取引所（HNX）に設置されており（政令第 29 号第 10 条）、保管・決済システムはベトナム証券保管振替機構（VSDC）が担当しています（政令第 29 号第 8 条）。排出枠及びカーボנקレジットに関するデータは、農業環境省の管理する国家登録システムで一元的に管理されます（政令第 29 号第 11 条）。

(2) 温室効果ガス排出枠の割り当て

首相は、2026 年 2 月 9 日付で決定 No.263/QĐ-TTg を発出し、2025 年・2026 年を対象とする温室効果ガス排出枠の試験的割当てを承認しました。対象は火力発電所 34 社、製鉄所 25 社、セメント生産施設 51 社であり、2025 年分の割当量は約 2 億 4,300 万トン CO₂ 換算、2026 年分の割当量は約 2 億 6,800 万トン CO₂ 換算とされています。

(3) 炭素取引所の稼働開始

2026 年 6 月 29 日、ハノイ証券取引所においてベトナム国内炭素取引所が正式に稼働を開始しました。温室効果ガス排出枠の取引を許可された企業は 92 社であり、試験運用期間中は取引手数料が

免除されています⁶。今回の取引期間は2027年12月24日までとされており、2028年末までは試験運用を継続したうえで、2029年の本格的な市場稼働を目指すとされています（政令第119号により改正された政令第6号第17条）。

5. おわりに

以上のとおり、近年、ベトナムでは重要なGX関連法制の整備が相次いでいます。ベトナム政府は、実務運用の状況等を踏まえ、これらの規制を変更する可能性も十分にあることから、現地進出企業としては、今後の制定・施行状況を注視していく必要があります。

⁶ 参照 URL (<https://thanhvien.vn/hom-nay-296-san-giao-dich-carbon-viet-nam-chinh-thuc-giao-dich-185260629091305792.htm>)

アジアプラクティスチームの最新情報 *2026/10/7時点

ホーチミンオフィスにて掲載中

[Vietnam Legal Update]「政令320号/2026/ND-CP：外国人に適用されるVNeIDの主な変更点」（2026年9月）

ニュースレター

インドネシア：「インドネシアにおけるコンテンツビジネスの展開」（2026年9月11日）

ベトナム：「ベトナムにおけるAIシステム導入時の法的留意点～AI法及び関連政令の施行を踏まえて～」（2026年7月1日）

開催予定のセミナー

ベトナム・台湾：「A&S 福岡法律事務所 国際法務セミナー2026」2026年12月1日開催予定

*A&S 福岡法律事務所弁護士法人（主たる法律事務所の名称：A&S 福岡法律事務所）は、渥美坂井法律事務所弁護士人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典（パートナー、東京弁護士会）

Email: katsunori.irie@aplaw.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* グエン・ティ・フォン・ラン（オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association）*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

Email: lan.nguyen@aplaw.jp

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔（アソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

日本

弁護士 鈴木 由里（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 岸田 梨江（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 上東 亘（A&S福岡法律事務所* パートナー、福岡県弁護士会）

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

* A&S福岡法律事務所弁護士法人（主たる法律事務所の名称：A&S福岡法律事務所）は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: jpg_vietnam@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス

Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）

〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16 階

福岡提携オフィス

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2 丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス

London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

